

令和元年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

豊能町監査委員



豊能監第11号  
令和2年9月18日

豊能町長 塩川恒敏様

豊能町監査委員 長浜裕一

同 針原祥次

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、別添のとおり意見書を提出します。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和元年度一般会計、特別会計（公営企業に係る特別会計を含む）の決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（算定様式）を対象に審査した。

### 2 審査の手続

この健全化判断比率等審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に準拠して、健全化判断比率及び資金不足判断比率が正確に算定されているかを主眼として、決算書その他の帳簿及び根拠資料と照合等を行うとともに、関係担当課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、第1 2の審査の手続きを実施した限りにおいて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の関連法令に準拠し、正確に算定されているものと認めた。

### 1 健全化判断比率

【参考】

健全化判断比率（令和元年度）		平成30年度
① 実質赤字比率	—	—
② 連結実質赤字比率	—	—
③ 実質公債費比率	6.5%	6.7%
④ 将来負担比率	—	—

早期健全化基準
15.0%
20.0%
25.0%
350.0%

（注）「—」は実質赤字、連結実質赤字等が生じていないことを示す。

- ① 実質赤字比率の算定の対象となる一般会計等の実質収支は、黒字であるため赤字は生じていない。
- ② 連結実質赤字比率の算定の対象となる一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計の資金収支は、いずれも黒字であるため赤字は生じていない。  
また、公営企業に係る特別会計についても、資金不足は生じていない。したがって、連結実質赤字比率は生じていない。
- ③ 実質公債費比率は、6.5%であり、早期健全化基準の25.0%を下回って

いる。

- ④ 将来負担比率は、分子である将来負担額から充当可能財源等の差し引きがマイナスとなるため、将来負担比率は生じてない。

## 2 資金不足比率

【参考】

資金不足比率（令和元年度）		平成 30 年度
下水道事業特別会計	—	—

経営健全化基準
20.0%

（注）「—」は資金不足が生じていないことを示す。

資金は剰余であり、資金不足比率は生じていない。

## 第3 各比率の状況

### 1 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計に属する特別会計を合わせた一般会計等の実質収支額等は、次のとおりである。

【一般会計等の実質収支額】

（単位：千円）

会計名	実質収支額
一般会計	64,920（注1）

標準財政規模は、4,517,998千円（注2）であり、一般会計等の実質収支額64,920千円を標準財政規模で除して算定した黒字の比率は、1.4%である。

（注1）端数処理の関係で、決算書の決算額とは一致しない。

（注2）標準財政規模の算定式は、標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額の合計である。

$$2,220,415 \text{ 千円} + 2,070,529 \text{ 千円} + 227,054 \text{ 千円} = 4,517,998 \text{ 千円}$$

2 連結実質赤字比率について

実質収支額は次のとおりである。

【一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計の実質収支額】 (単位：千円)

会計名		実質収支額
一般会計等		64,920
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		206,469
内訳	国民健康保険特別会計事業勘定	83,561
	国民健康保険特別会計診療所施設勘定	8,271
	後期高齢者医療特別会計	17,326
	介護保険特別会計事業勘定	97,311

【公営企業に係る特別会計の資金不足額又は資金剰余額】 (単位：千円)

会計名	資金剰余額
下水道事業特別会計「法非適用」(注3)	28,874

(注3) 地方公営企業法の適用を受けない公営企業会計であり、「法非適用」と記載した。

実質収支額及び資金剰余額の合計300,263千円を標準財政規模4,517,998千円で除して算定した黒字の比率は、6.6%である。

### 3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、6.5%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

実質公債費比率は、過去3年度の単年度の実質公債費比率の平均値であり、平成29年度から令和元年度までにおける単年度の実質公債費比率の状況は次のとおりである。

#### 【実質公債費比率及び算定式】

実質公債費比率		3か年平均	6.5%
公債費に充当した 一般財源 (①～⑥の合計)	交付税に算入された公債費 — 関連基準財政需要額 (⑩～⑫の合計)	令和元年度	5.47047%
×100			
標準財政規模 (⑦～⑨の合計)	交付税に算入された公債費 — 関連基準財政需要額 (⑩～⑫の合計)	平成30年度	6.96384%
		平成29年度	7.16723%

#### (算定式の根拠金額)

(単位：千円)

項目/年度		令和元年度	平成30年度	平成29年度
①	公債費充当一般財源等額	544,294	561,528	578,169
②	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0
③	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	81,384	161,689	148,081
④	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	184,834	149,958	149,958
⑤	公債費に準する債務負担行為に係るもの	0	0	0
⑥	一時借入金の利子	0	0	0
⑦	標準税収入額等	2,220,415	2,251,127	2,310,039
⑧	普通交付税額	2,070,529	1,984,597	1,923,559
⑨	臨時財政対策債発行可能額	227,054	286,597	296,868

⑩	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	161,504	162,748	163,096
⑪	災害復旧費等に係る基準財政需要額	411,793	414,597	408,290
⑫	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	22,661	22,688	22,692

#### 4 将来負担比率について

将来負担比率は、将来の負担額に対して充当可能財源等が充当可能なため、算定上、分子がマイナスとなり将来負担比率は発生しない。

将来負担比率の算定式は次のとおりである。

【将来負担比率の算定式】

(単位：千円)

①将来負担額	②充当可能財源等	=	将来負担比率 (%)
8,963,938	9,182,169		
<hr/>			
(注2)標準財政規模	③算入公債費等の額		
4,517,998	595,958		—

【将来負担額】

(単位：千円)

地方債の現在高	5,856,881
債務負担行為に基づく支出予定額	0
公営企業債等将来繰入見込額	805,895
うち下水道事業	805,895
組合等負担等見込額	682,322
内訳	
猪名川上流広域ごみ処理施設組合起債償還額豊能町将来負担分	362,581
大阪広域水道企業団起債償還額豊能町将来負担分	319,741
退職手当負担見込額	1,618,840
設立法人の負債額等負担見込額	0
内訳	
地方道路公社	0
土地開発公社	0
第三セクター等	0
連結実質赤字額	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0
合計	① 8,963,938

【充当可能財源等】

(単位：千円)

充当可能基金	3,045,512
充当可能特定歳入	0
うち都市計画税	0
基準財政需要額算入見込額	6,136,657
合計	② 9,182,169



【算入公債費等の額】 (単位：千円)

災害復旧費等基準財政需要額	411,793
事業費補正算入公債費	161,504
密度補正算入元利償還金及び準元利償還金	22,661
合 計	③ 595,958

5 資金不足比率について

資金不足比率については、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。下水道事業特別会計が対象であるが、資金剰余額が 28,874 千円生じており、資金不足比率は発生しない。

【法非適用企業の資金の不足額】 (単位：千円)

項目/会計名	下水道事業特別会計
① 資金不足額	△28,874
② 支払繰延額・事業繰越額	0
③ 改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	0
④ 解消可能資金不足額	0
((①+②+③) -④)	△28,874

(注) 資金の不足額が発生せず、剰余額が生じた時は、(△) で表示する。

【事業の規模】 (単位：千円)

項目/会計名	下水道事業特別会計
① 営業収益	259,574
② 受託工事収益	0
① -②	259,574

下水道事業特別会計の資金剰余額の事業の規模で除して算定した比率は、11.1%である。

## 第4 留意事項

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき審査した結果は、第2 審査の結果のとおりであるが、豊能町における財政健全化という視点から次の二点について留意する必要がある。

### 1 将来負担比率に関して

将来負担比率の将来負担額の算定にあたっては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領（以下「算定様式」という。）に基づき、将来負担額については、地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額を対象としているため、算定式の分子はマイナスとなり、将来負担比率は発生していない結果となっている。

しかし、対象とならない将来負担額、例えば、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う繰出金5億6千50万円を算入すると、実態上は、8.7%の将来負担比率が発生することになる。

早期健全化基準の350%に達するものではないが、他の比率についても算定様式の対象とならない将来負担額を実態として把握しておくことに留意する必要がある。

### 2 実質赤字比率に関して

実質赤字比率については、算定様式に基づき、一般会計の実質収支は6492万円の黒字であって赤字は発生していない結果となっている。

しかし、「令和元年度一般会計・特別会計決算審査意見書」においても指摘したように、財政運営上は、赤字を発生させないように財政調整基金を取り崩しているのが現状である。

なお、令和元年度の財政調整基金の決算額は、17億8568万円（決算年度末）であり、近い将来において財源不足に陥ることを十分に留意する必要がある。

#### 【令和元年度財政調整基金 決算額】（決算年度末/令和2年3月31日）

財政調整基金	前年度末現在	決算年度中増減	決算年度末現在
	(平成31年3月31日)	(平成31年4月1日～ 令和2年3月31日)	(令和2年3月31日)
	2,210,220,507 円	- 424,538,430 円	= 1,785,682,077 円

以上